

## Tax Newsflash

### 中国

デロイトトーマツ税理士法人

2019年9月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。  
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### 深圳前海: 広東・香港・マカオ大湾岸圏における深圳・香港の協力発展を推進するキードライバー及び制度革新の先駆地域

広東・香港・マカオ大湾岸圏(グレートベイエリア: 以下「GBA」)は、中国広東省の9都市(広州・深圳・珠海・佛山・中山・東莞・肇慶・江門・惠州)と2つの特別行政区(香港・マカオ)によって構成されている。GBAは2017年の時点で、既に面積・人口数量・航空旅客数などの指標において世界中にみても、指折りのベイエリアとなっている。将来において世界最大規模のベイエリアと大都市圏になることが見込まれている。

GBAにおいては、広東省、香港特別行政区とマカオ特別行政区の間の経済協力の促進が目標とされている。また、広東省政府は中国(広東)自由貿易試験区の管理上、複数の制度革新を行っている。

本ニュースレターは、国内外投資家への参考情報として、中国(広東)自由貿易試験区にある前海エリアの関連政策及び実務上の政策革新について整理を行う。

2010年の「深圳前海・香港現代サービス産業協力区」の立ち上げから、2015年の中国(広東)自由貿易試験区前海蛇口エリアの発足まで、深圳前海においては、「香港に隣接する立地優位性を活かした中国大陸向けサービスの提供及び世界進出を目指す」との目標の下、現代サービス業の新しい発展のための仕組み、変革に向けた新しい発展モデル、深圳と香港の新しい協力体制が模索され続けてきた。その中で、深圳前海は「深圳・香港協力区」、「自由貿易試験区」、「革新駆動型発展」、「一帯一路」などの重要国家戦略に関する任務が命じられた。2019年2月、中国共産党中央委員会と國務院から「広東・香港・マカオ大湾区発展計画綱要」が公布され、「中国大陸・香港・マカオ協力関係深化模範区」など5つの戦略が打ち出される中で、前海に対して再び大きな期待が寄せられている。将来において、前海深圳・香港現代サービス産業協力区の役割が強化・最適化される中、協力発展を牽引するドライバーとして、前海の役割はより一層高まるが見込まれている。

#### 1. 前海の現状

深圳と香港の協力を推進するキードライバーとしての効果の顕在化、金融業及び現代サービス業の全面的発展

##### (1) 前海の概況

前海では、過去9年間で目覚ましい実績が上げられている。深圳市・珠江デルタにおける深圳と香港の協力を推進するためのキードライバーとしてのその効果が顕在化している。その根拠となる「前海における2018年度の重要データ」は以下のとおりである。

- 前海エリアにおける登記企業は2012年の5,215社から2018年12月の17.49万社にまで増加した
- 2018年には、2017年と比較して、中国(広東)自由貿易試験区前海蛇口エリアにおいて以下の実績が上げられた
  - エリア内登記企業による工業増加値は前年同期比25.6%増の2,549.5億人民元であった
  - 税金収入は前年同期比30.3%増の445.94億人民元であった
  - 固定資産投資は前年同期比8%増の465.33億人民元であった
  - 外資実際利用額は前年同期比1.3%増の45.08億米ドルであった

資料出所: 前海深圳・香港現代サービス産業協力区管理局(以下「前海管理局」)公式ウェブサイト及びインターネット公開情報

##### (2) 重点的に支援する産業: 金融業及び現代サービス業

2010年、國務院は「前海深圳・香港現代サービス産業協力区の全体発展計画」を承認し、前海の位置付けについて、「広東と香港の協力に関するより一層の深化、双方の現代サービス業の革新・発展の促進、広東・香港の現代サービス業革新の協力模範区として設定」と明確に定めた。

2019年2月、中国共産党中央委員会と國務院は「広東・香港・マカオ大湾区発展計画綱要」を公布し、「中国大陸と香港・マカオ協力関係深化模範区」など5つの戦略を打ち出した。それにより、前海深圳・香港現代サービス産業協力区としての役割の強化・最適化、協力発展を牽引するドライバーとしての前海の役割の強化、香港との金融・先端海運・科学技術サービスなどの現代サービス業に関する発展の推進が要求された。

上述の前海の位置付けに基づき、前海では6つのサービス業の発展が重点的に支援される。

- 金融業
- 現代物流業
- 情報サービス業
- 科学技術サービス業
- 専門サービス業
- 公共サービス業

## 2. 制度改革

**あらゆる手段を講じた模索、新しいパラダイムの構築、「ダブル15%」税金優遇政策(企業所得税では15%税率を適用し、個人所得税では課税所得額の15%を超える部分に対して免税の補助金を支給する政策)を実施することで、現代サービス業の発展を支援**

2018年12月現在、前海では制度改革に関する414件の成果が上げられた。その内、133件は「全国初」又は「全国主導」との評価、28件は全国範囲での試験的導入、62件は広東省での試験的導入、79件は深圳市での試験的導入との成果となった。また、2018年、中国(広東)自由貿易試験区発足3周年に当たって、30件の制度改革ベストプラクティスの発表について、前海蛇口エリアから18件の成果が選出された。上述のとおり、前海により制度改革の模範が示された。

資料出所: インターネット公開情報

深圳前海の制度改革は主として金融開放、人材管理、税収優遇政策及び管理などに関するものである。

### (1) 金融開放に関する制度改革

前海においては、国際金融センターである香港に隣接する立地優位性を活かした金融政策の革新への独自の成果、複数の「全国一」の達成、先端産業に関する誘致の促進を遂げた。その具体的として以下の4点が挙げられる。

- ① クロスボーダー資本の流動性。香港の金融機関に対して、「前海で設立された企業又はプロジェクトへの人民元建ての融資、双方向での越境債券の発行、グループ内の双方向人民元建ての資金プーリング、海外業務本部の外貨建ての資金プーリング」などの業務の推進を支援する。

クロスボーダー業務の先駆者である前海金融控股有限公司は、2015年4月22日、10億人民元のオフショア人民元債券を成功裏に香港で発行した。香港・台湾・シンガポール・マレーシア・米国などの国家・地域から142社の投資機構が債券購入の

申し込みを行い、応募規模は募集金額12倍超の131億人民元に達した。これにより、近年のオフショア人民元債券市場における応募超過倍率の最高記録が更新された。

資料出所: 前海管理局公式ウェブサイト

- ② 金融取引プラットフォームの革新(例: 持分や二酸化炭素排出権などの革新的な要素を取引対象とする市場の確立)。
- ③ 金融市場主体の多様化(例: 中国初の民営デジタルバンクであるWeBankの設立。香港滙豐銀行(HSBC)・東亜銀行のそれぞれによる前海での香港資本の合併証券会社の設立。恒生銀行による前海における香港資本の合併ファンド会社の設立)。
- ④ 金融市場主体の自主革新

前海では、3回に分けて計67回の金融革新ベストプラクティスが発表され、製品(サービス)革新・モデル革新・技術革新・組織革新において数多くの成果が遂げられた。例として、国内初の不動産信託投資公募商品(鵬華前海万科REITs)、招商銀行初開発のブロックチェーンを利用したクロスボーダー支払の応用技術などが挙げられる。金融市場主体の自主革新は、前海による支援政策の効果が反映されている。

資料出所: 前海管理局公式ウェブサイト

将来、GBA発展計画の要求に従い、深圳前海においては以下の任務の遂行が必要とされている。

- 金融開放革新を推進することで、オフショア口座の機能拡大を行い、資本取引自由化の実現に向けた有効な手段の模索。
- 香港証券取引所前海連合取引センターにおける国内外顧客向けの大口商品現物取引プラットフォームの立ち上げを支援し、グリーン金融及び金融技術に関する深圳と香港との連携の強化。
- クロスボーダー経済貿易連携インターネットサービスプラットフォーム・新型国際貿易センター・国際先端海運サービスセンターの建設による国際金融機関の深圳前海における支店開設の支援。

### (2) 人材管理に関する制度改革

深圳前海は高度人材誘致と企業革新創業を促進するために、一連の政策・措置を打ち出している。主な内容以下のとおりである。

- ① 深圳・香港の協力による人材プラットフォーム(例: 「前海深港青年夢工場」「前海深港基金小鎮」) 前海深港青年夢工場は2014年12月に設立され、2018年末現在、累計340の起業チーム(169の香港・マカオチームを含む)を支援・育成した。その内半数以上のケースが融資獲得に成功し、その累計融資総額は15億人民元を超えた。

資料出所: インターネット公開情報

② 革新的な人材就業制度、香港・マカオの専門家に  
関する就業障壁の緩和

前海では、資格認定・試験免除・パートナーシップ  
合併・香港資本プロジェクト向けの政策試験導入な  
などの特殊措置を通じて、香港の公認会計士・公認  
税理士・ソーシャルワーカー・エステートエージェン  
ト・建築士、構造エンジニアなどの専門家が前海で  
就業するためのプロセス・手続などを定め、その就  
業障壁を緩和することで、彼らが前海で順調に就  
業するための政策環境が整備された。

資料出所：前海管理局公式ウェブサイト

③ 人材流動制度：永住権・人材ビザ申請に対する便  
宜

2017年12月5日公布の「広東・香港・マカオ人材  
合作示範区人材管理改革に関する若干の政策」  
(粵組通〔2017〕47号)により、広東・香港・マカ  
オ人材合作示範区で就業する香港・マカオの居住  
者は、就業証の取得が免除された。2018年3月、  
前海は深圳市公安局・市社会保障局・市積立金管  
理センターと連携し、前海で就業する香港・マカオ  
居住者向け「台湾・香港・マカオ居住者就業許可  
証」の取得免除手続が、国内で初めて実施され  
た。それと同時に、海外人材による住宅積立金制  
度への加入が認められることとなった。

また、前海において、香港・マカオ居住者に対する  
社会保険・海外高度人材向け個人所得税補助金・  
グジャク計画申告・住宅購入などについて、就業証  
の事前検査手続が取り消された。

資料出所：前海管理局公式ウェブサイト及びインターネッ  
ト公開情報

前海における上述の政策に対して、海外の人材か  
らは歓迎の姿勢が示された。2018年7月28日、  
国務院は「台湾・香港・マカオ居住者の中国大陸で  
の就業に関する許可証制度」を全国範囲で撤廃す  
ることを決定し、前海における台湾・香港・マカオ居  
住者の就業許可に関する制度革新の成果は、迅速  
に全国範囲で試験導入された。

④ インセンティブ政策：全国初の、海外の高度人材及  
び希少人材向け個人所得税補助金政策の制定

個人所得税政策について、深圳前海において  
2013年、「前海で就業した者のうち、優遇政策の  
対象となる特定の業界に従事する海外の高度人  
材及び希少人材」向けに、前海において納付され  
る個人所得税のうち、課税所得額の15%を超える  
部分に対して補助金を支給する政策が打ち出され  
た。

政策実施からの4年間、前海において、海外の高  
度人材及び希少人材の累計453人に対する補助  
金が支給された。その内、香港居住者の人数は総  
数の50%を占め、補助金の支給総額が1.73億  
人民元を超えた。また、1人当たりの最高支給額  
は900万人民元を超えた。

資料出所：前海管理局公式ウェブサイト

前海では2019年初に、2017年と2018年におい  
て実施の補助金政策に対する大幅な改正が行わ  
れた。その例として、個人所得税補助金政策の適  
用対象者と課税所得の範囲が拡大され(従来の賃  
金給与所得に加えて、役務報酬所得・原稿料所  
得・ロイヤルティー所得・経営所得も適用範囲に含  
まれる)、個人所得税補助金は、申請者の個人口  
座へ直接振り込まれるようになったことが挙げられ  
る。

2019年におけるGBAの発展計画の方針に従  
い、「広東・香港・マカオ大湾岸圏個人所得税優  
遇政策に関する通知」(財税〔2019〕31号)(以下  
「31号通達」)により、海外の高度人材及び希少  
人材向けの個人所得税補助金政策が、珠江デル  
タ地域9都市において実施された。それと同時に、  
前海で実施されていた個人所得税補助金政策は、  
当該31号通達の施行日より廃止された。最近公  
布された「広東・香港・マカオ大湾岸圏個人所得  
税優遇政策の貫徹・実施に関する通知」(粵財税  
〔2019〕2号)により、補助金支給の金額基準と  
適用範囲、及び適格人材の認定要件と原則・意見  
などが明確化された。珠江デルタ地域にある9都  
市各地の適格人材の認定基準と補助金の支給手  
続き等の詳細については、関係政府機関によるさ  
らなる明確化が待たれる。

(3) 税収優遇及び管理に関する制度革新

前海では、業界参入許可リスト及び優遇リストの作成に  
おいて、「財政部、国家税務総局による広東省横琴新  
区、福建省平潭総合実験区及び前海深圳・香港現代サ  
ービス産業協力区の企業所得税優遇政策及び優遇リス  
トに関する通知」(財税〔2014〕26号)の規定に基づ  
き、2014年1月1日から2020年12月31日までの期  
間において、前海深圳・香港現代サービス産業協力区  
内の奨励類企業に対して、15%の税率の企業所得税が  
徴収される。奨励類企業は税収優遇を享受するため、以  
下の2つの条件を満たす必要がある。

- 「前海深圳・香港現代サービス産業協力区の企業所  
得税優遇リスト」に規定された産業プロジェクトを主要  
業務とすること。対象産業は現代物流業界・情報サ  
ービス業界・科学技術サービス業界・文化創意業界  
を含む

- 主要業務収入が収入総額の70%以上を占めること

企業が前海の優遇政策適用地域の区内と区外との両方  
に機構を有する場合、区内機構のみの所得に対して  
15%の企業所得税優遇税率が適用される。

前海で設立された企業が、上述の税収優遇政策をより  
簡便的に享受するために、前海では、企業所得税の税  
収優遇届出管理について「以報代備(届出に代わる申  
告)」の措置が採用されている。例として、前海で登録・  
設立された科学技術サービス企業は、企業所得税の四  
半期予納申告と年度確定申告の際に、申告書の記入欄  
に関連情報を記入するだけで届出が完了し、優遇政策  
を享受できるようになることが挙げられる。



15%の企業所得税優遇税率を享受している前海の企業は、同時に国によるその他の企業所得税優遇政策も享受できる。企業は、それらの優遇政策を総合的に勘案した上で、最も有利な政策適用方法を選ぶことができる。例えば、以下のとおりである。

- 前海の企業が「国家が産業発展計画において重点的に支援するソフトウェア生産企業」に属する場合、10%の企業所得税税率を適用することができる
- 前海で設立されたハイテク企業は、取得した最初の生産経営収入の所属年度から起算して、1年目と2年目における企業所得税が免除され、3年目～5年目において、25%の法定税率に基づき、その税額を半減して納付することができる
- 前海の企業は、新技術・新製品（サービス）・新生産工程の研究開発において発生した研究開発費用について、企業所得税上の追加控除政策を適用できる

また、前海で投資する香港投資家は、一定の条件に合致する場合、配当金・ロイヤリティー・利子について、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための内地と香港特別行政区との間の取極」の関連優遇政策を適用することができる。前海で投資するその他の国家・地域の投資家は、その所属国と中国との間に締結された租税協定を参照する必要がある。また、海外投資家が中国居住者企業から配当された利益によって行われる直接投資に対して、源泉所得税を暫定的に徴収しないという規定がある。

租税優遇について留意すべき点として、前海にて重点的に支援される金融業界及び一部の専門サービス業は、現時点で企業所得税優遇リストに掲載されていない点が挙げられる。また、前海における15%の企業所得税優遇税率の終了期限(2020年12月31日)まで1年半の期間があるが、前海で設立された企業及び将来前海に投資する予定がある企業は、関連優遇政策が将来において失効・調整される可能性、及び今後の政策動向に留意する必要がある。

#### (4) その他の制度改革

前海では、住宅保障・法治環境・通信・子女入学・医療などの「ソフト面」で、人材向けサービスが改善され続けている。

##### ① 住宅保障

建設・購入などを通じて人材用の住宅を保障する。現在、前海では4,717棟の前海の人材向けアパートが確保され、770棟の商品住宅が、予備人材向けアパートとして購入された。前海では、香港・マカオ人材と海外高度人材に対して優先的に住宅が手配されており、現在は既に3,215戸が手配されている。

##### ② 法治環境の整備

前海廉政監督局・深圳国際仲裁裁判所・深圳金融法院・深圳知的財産権法院・中国(深圳)知的財産権保護センターが相次いで設立された。清廉公平・厳格に法律を執行し、商業紛争を解決する法治環境を効率的に整備することにより、人材と資本を誘致する上での積極的な役割を担っている。

##### ③ 通信・教育・医療などの公共サービスの改善

前海では、国際通信専用チャネルの建設及び深圳と香港における通信事業者の連携が推進されている。また、上質な教育リソース及び医療サービスリソースを確保するため、国際的な学府の導入と国際的な病院の計画・建設を行っている。

資料出所: インターネット公開情報

2019年初頭、前海では、GBA発展計画に基づき、香港・マカオの若年層を誘致するために「香港・マカオの若年層の前海での就業を支援するための若干措置」が公布・実施された。就業・創業支援・プラットフォーム支援・生活保障など様々な事項について定めた当該規定により、香港・マカオの人材が前海で就業する場合、従来よりも多くの点において、現地の市民と同等に取り扱われるようになっている。

#### 3. デロイトのアドバイス

中国国内の9都市から構成され、中国(広東)自由貿易試験区を内包するGBA。深圳・香港の連携及び制度の革新に関するGBA各地の政府による施策方針と政策動向を読み取るには、GBA内の各種エリア、特に中国(広東)自由貿易試験区において深圳・香港の協力発展を推進するキードライバー及び制度改革の先駆地域としての役割を担う深圳前海について理解を深める必要がある。また、GBA向けの投資を検討している企業、又は深圳・香港協力業務について新しいビジネスモデルを模索している企業にとって、極めて重要である。

投資家は、GBAの関連情報を全面的に把握する上で、関連の優遇政策及び政策革新の活用方法を模索し、チャンスをつかむことが推奨される。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所

パートナー 安田 和子 [kazuko.yasuda@tohatsu.co.jp](mailto:kazuko.yasuda@tohatsu.co.jp)

### デロイト中国 上海事務所

パートナー 板谷 圭一 [kitaya@deloitte.com.cn](mailto:kitaya@deloitte.com.cn)  
シニアマネジャー 川島 智之 [tomkawashima@deloitte.com.cn](mailto:tomkawashima@deloitte.com.cn)

## ニュースレター発行元

### デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を含みます。DTTL(または"Deloitte Global")および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、バプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com))をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001